

●香川県監査委員公表第37号

平成29年9月5日付けで提出された住民監査請求について、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年11月7日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 伊藤 邦行
高松市 松崎 光成

2 請求書の提出

平成29年9月5日

3 請求の内容

(以下、平成29年9月5日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。)

(1) 請求の趣旨

監査委員は、別紙の「平成29年度・香川県議会ドイツ・イスラエル視察団」に係る違法・不当な公金支出について、香川県知事に対し、同視察に参加した香川県議会議員6名から香川県に返還を求めるなど、香川県の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 事案の概要

本件は、香川県議会議員らにより、不必要かつ不適切な海外行政視察（以下、「本件海外視察」という）が実施され同県から視察費用として多額の公金が支出されたが、本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、香川県に生じた損害を補填すべく、貴職らに対し、必要な措置・勧告を求める事案である。

イ 本件の経過

(ア) 本件海外視察

平成29年6月1日～9日 香川県議会ドイツ・イスラエル視察団

(イ) 派遣議員らは、本件海外視察を行うことを企画（情報公開された資料を見る限り企画書は存在しない）し、視察後、訪問又は視察先等に関する報告書（添付書類2）を作成・提出しているが、「自らの f a c e b o o k」上だけで公開し、無断複製を禁止している。

(ウ) 香川県議会は、本件海外視察について、平木享団長以下（添付書類2の）6議員を派遣する旨の決定をした（以下、「本件派遣決定」という）。

(エ) 本件海外視察に対して、香川県は、別紙（事実証明書①）記載の海外旅費等を支出した（以下、「本件公金支出」という）。

(オ) 現在に至るまで、香川県から、派遣議員らに対し、本件公金支出の返還を求める等の措置は執られておらず、また、派遣議員らからは、本件公金支出相当額の返還等はなされていない。

ウ 必要な措置を講すべきことについて

(ア) 本件海外視察について支出された9,910,279円（事実証明書①2枚分の合計）の公金

支出については、以下に述べるとおり、違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実があることは明らかであり、係る実態を是正すべく必要な措置を講ずべきである。

(イ) 関連規定

香川県議会会議規則第125条は「地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定する。

また地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

(ウ) 海外視察における違法性の判断枠組

a 前項のとおり、香川県議会議員の海外視察は、通常は県議会の議決により、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について内容を審査し、これを決定するものとされている。しかし、上記審査決定は、全く自由に恣意的にすることができるものではなく、その裁量制限がある。この点、海外視察における違法性の判断枠組については、東京高裁平成25年9月19日判決（平成26年5月19日最高裁第一小法廷 上告棄却により確定）が以下のとおり判示しており、本件でも参考されるべきである。

「もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができると解される。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される」（最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁、最高裁判所平成9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁参照）。

（下線部は請求人による。以下同じ。）

「議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するという研修の趣旨に鑑み、海外研修の行き先や日程等が、『県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究』をすることに該当すべき海外研修の目的に照らして明らかに不合理である場合などには、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣決定は違法になると解される。」（上記、東京高裁判決。）

b 上記東京高裁判決は、上記判断枠組みを前提として、具体的な判断に際しては、①視察目的がそもそも合理的であるか、②視察目的との関係において適切な視察先が選定されているか、③具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、④事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたといえるか（外形的抽象的情報の記載や訪

問するまでもなく我が国で容易に入手できるか否か等)、⑤実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえるか(一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情の有無等)等を個別具体的に、かつ、個別の調査目的、調査内容等に照らし踏み込んで判断している。

- c 本件においても、海外視察の趣旨や上記裁判例に照らし、議会における裁量権の行使に逸脱又は濫用があるかにつき、表面的にではなく、個別具体的に踏み込んだ検討・判断がなされなければならない。

(エ) 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性

以上を前提に、以下に述べるところからすれば、本件海外視察において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

「平成29年6月1日～9日の香川県議会ドイツ・イスス・イタリア視察団」の視察目的は、「欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図る。」であり、6名の議員を派遣している。しかし、本件議員派遣を議題とした平成29年5月香川県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされぬまま議決され、2会派の反対があつたが可決された。

しかも、臨時会での質疑で唯一、具体的に示された「ソーラー技術専門見本市の視察」だが、ミュンヘン滞在2日目・6月2日の9時～16時、ミュンヘン市内で開催中であった見本市「Intersolar Europe 2017」(事実証明書②)最終日の会場を訪れる事もなく、その時間をニンフェンブルグ城や仕掛け時計などの観光およびビアホール(ホフブロイハウス)での昼日中のビール飲酒などに充てている。まさしく議会への背信行為であり、6人の旅行目的が「観光」であったことは明らかである。

(欧州のテロ情勢などにより旅行代理店による「見本市」チケットのまとめ取りが無理だったとしても、個々人が英文サイトでクレジット決済すればチケットは入手でき「見本市の視察」は充分可能だった。にもかかわらず、その努力を放棄したことは、議会発言に全く責任を持たない、議会無視の姿勢と言わざるを得ない。)

先述した東京高裁平成25年9月19日判決にあるように、このような議員派遣の決定は、議会の議決があっても、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があつたと言わざるを得ず、違法である。

平成29年7月21日、フジテレビ系列で全国放送された「金曜プレミアム 実録！金の事件簿2～こんな奴らは許さない～」(事実証明書③DVD)の番組の中で、本件視察が取り上げられた。これによると、上記、昼間のビアホールでの飲酒直後に「地熱発電施設」に行き、酩酊状態で「視察」をしたことが推察されるなど、公金を支出して行われる視察として許されない内容であることも重大な問題である。

そもそも「地熱発電」は、各種調査の結果、香川県では地下水温が低すぎて実用化できないことがはつきりしている発電方法であり、視察先として最も相応しくない場所と言える。ドイツは「バイオマス発電」や「風力発電」が盛んなのだから、香川県政に活かせるこれらの施設をこそ視察すべきなのに、「観光地に隣接する」ウンターハヒング

の「地熱」施設に寄ったこともまた、この「視察」が観光旅行にすぎないことを示している。

6月3日～5日は、議員らの報告書を見ても、上記番組で放映された通り、典型的なスイス観光三昧とショッピングの3日間である。報告書の内容も、観光ガイドの説明に加えて、多数の「他人の情報の無断引用」で作られていることは、平成29年8月28日フジテレビ「みんなのニュース」で特集（事実証明書④DVD）されている通りである（事実証明書⑤でも例示）。

その後の3日間に訪れた観光局や日本領事館やパルマ市庁舎なども「視察だと強弁するためのアリバイ」的に短時間寄っただけで、報告書の内容もメールで問い合わせればわかる内容に書籍・ネット情報を付け加えただけのものである。とりわけパルマ市庁舎には、6人の議員が何ら具体的提案も持たずに「アリバイづくり」的に訪問しており、パルマ市長らが6人の観光接待（工場でのハム・ワインの試食など）をさせられたとも言える。

もしも香川県とパルマ市の「交流協定」を「アリバイ」にした今回の観光旅行を「よし」とするなら、今後とも今回の如き無内容な訪問で接待強要が繰り返されることとなり、国際友好関係の阻害要因ともなる。

県民からは「番組の中で、視察目的・内容を訊かれてもまともに答えられなかつた。それが実態だ」「周辺情報で水増しして、報告書だけ体裁を整えて出すこと自体が詐欺的犯罪だ」という声が多く寄せられている。今後、報告書の体裁だけを整えておけばよい、という風潮が広がらないためにも、とりわけ厳しい監査が求められる。

(才) 結論

以上から、本件海外視察は、「派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないもの」であり、視察先やその実態が「派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」であったというべきである。ゆえに議会の「裁量権の行使に逸脱又は濫用がある」ことは明らかであり、本件海外視察の派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、香川県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う（最高裁平成15年1月17日第二小法廷判決・民集57巻1号1頁等）。

本件海外視察においては、合計9,910,279円が支出されている。

請求人は、海外派遣そのものの必要性が認められない以上、随行職員の経費小計1,307,742円、旅行代理店の業務委託料の小計2,585,000円についても「視察」に参加した6議員が負担すべきものであると判断し、別紙・本件海外視察経費返還請求額表の通り、これら6名の議員に合計9,910,279円の返還を請求すべきものと判断した。

エ　まとめ

以上から、県財政が非常に厳しい中行われた本件海外視察は、極めて不合理なものであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法・不当性は明らかである。請求人は、本件事案に鑑み、香川県議会内部における適正な自浄作用がなされるよう、必要かつ十分な監査及び適切な措置がなされることを強く望むものである。

(3) 添付書類

- ア 本件海外視察 経費返還請求額表
 (以下の書類については省略をする。)
 イ 当該6議員が提出した「視察報告書」
 ウ 事実証明書①から⑤まで
 エ ネット署名「観光旅行で税金を無駄遣いした香川県議6人に、990万円の返還を求めます！」
 679筆

本件海外視察 経費返還請求額表

ドイツ・スイス・イタリア視察団 H29年6月1～9日					
	議員名	支出額 (議員分)	支出額 (随行職員分)	旅行代理店 業務委託費	請求金額計
1	高木 英一	1,006,553	217,957	430,833	1,655,343
2	谷久 浩一	978,801	217,957	430,833	1,627,591
3	平木 享	1,005,517	217,957	430,833	1,654,307
4	松村 秀樹	1,014,374	217,957	430,834	1,663,165
5	松本 公継	1,005,480	217,957	430,833	1,654,270
6	山田 正芳	1,006,812	217,957	430,834	1,655,603
	合 計	6,017,537	1,307,742	2,585,000	9,910,279

単位は円

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成29年9月8日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団派遣に係る公金（議員及び随行職員の旅費並びに業務委託料）の支出を対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年9月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日、請求人2名及び請求人代理人の出席があり、請求書の補足及び証拠の提出並びに請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

また、同月25日に、再度請求書の補足の提出があった。

（1） 請求書の補足の内容

（以下、平成29年9月19日付で提出された住民監査請求書の補足についての原文の内容に即して記載する。）

平成29年6月1日～9日香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団は、そもそも「派遣業務」の公募段階で“視察目的も視察先も示さない外国旅行”の公募であった。視察先の選定もほとんど旅行代理店まかせであり、県政につながる目的を明確にした主体的で意義がある「視察」の要素は皆無である。

また帰国後の「視察報告書」は虚偽記載も2ヵ所あり、「海外視察」内容を記述した全段落の内、過半数の段落が無断引用・盗用によって作文されている。

以上の事実が、本件海外視察は「私的観光旅行」であり違法・不当な公金支出であったことを明快に示している。

ア “視察目的も視察先も示さない3ヵ国旅行”として公募

本件海外視察は3月9日の「視察団派遣業務」の公募段階から、その「目的」が「議員が、ドイツ、スイス及びイタリアを訪問し、先進地事例を視察調査することにより、県政へ反映し役立てることを目的とする」（事実証明書⑥の2枚目）などという全く無内容な発注であった。公募段階の「日程案」（同⑥の4枚目）を見ても、3ヵ国の地名とミラノの「総領事館」と「世界遺産スイスアルプス ユングフラウ」が記されているだけである。

つまり、3ヵ国で観光旅行することだけは明確だが、それ以外の「県政へ反映し役立てる」ための具体的“視察目的”も“視察内容・視察先”も旅行代理店に丸投げして決めてもらう等、無責任の極みと言うしかない。当該6議員は、県民からの貴重な税金を使わせてもらう意識が皆無の特権意識にまみれている。

注：旅行直前の5月県議会臨時会で6議員が唯一、具体的に提示した「ソーラー技術見本市の視察」は旅行代理店JTBが選び、公募コンペに提案した「視察先」（事実証明書⑦：証拠書類が膨大になるので関係ページのみ添付）だ。しかも、INTERSO LAR EUROPE 2017を主要視察先に提案したJTBを「選定」したのは県議会事務局の4職員（事実証明書⑧）であり、6議員は全く関与していない。

また、旅行代理店JTBが出発前に用意した「旅程表」（事実証明書⑨）を見てみると、3、5、6、8の各ページは大見出しそこ「……視察」となっているが、その下には実態を反映して「ミュンヘン市内観光」「ルツェルン観光」「ユングフラウヨッホ1日観光」「ミラノ市内観光」と明記されており、9枚目の「ミラノ視察」に至っては「美味しいお土産が一堂に揃う」「イータリー」デパートの説明しかない。これこそが本件海外視察の真実である。

私的観光旅行に浪費された990万円は返還されねばならない。

イ 「視察報告書」の虚偽記載

(ア) 前回提出した事実証明書④のDVD後半で、当該視察団の平木享団長は「視察報告書」11頁2行目で「今回訪問させていただいた」と明記していた「視察」先であるルツェルン・カルチャーコングレスセンターを“訪問していない事実”（「前を通っただけ」）を、フジテレビ報道局に対して認めている。

この虚偽記載が暴露された経緯も上記DVDで描かれている。「視察報告書」の12頁に使われた「ルツェルン・カルチャーコングレスセンター」の写真が、インターネット上（以下「ネット上」と表記）の『ウィキペディア』の「ルツェルン音楽祭」ページに掲載された写真を盗用したものだという事実を認めざるを得なかつたことが発端である（事実証明書⑩）。

調べてみると、「視察報告書」の当該11頁の第1段落および直前の10頁最終段落の文章も、同『ウィキペディア』の「ルツェルン音楽祭」ページから無断で引用した「切り貼り」文章である（同じ⑩）。

また、11頁の第2段落はネット上の「スイス政府観光局」日本語ページからの無断引

用「切り貼り」文であり（事実証明書⑪）、自分勝手な切り貼りで書き変えたために、例えば当該段落2行目「……建国ゆかりの地や礼拝堂など」などと誤った内容になっている。正しくは観光局の文章通り、テル礼拝堂そのものが「建国ゆかりの地」（事実証明書⑫）である。

結局、訪問してもいい施設を「訪問させていただいた」と虚偽記載し、ネット上から盗んできた写真を載せ、ネット上から盗んできた文章を誤った内容に書き変えている事実が、この「視察報告書」の本質を如実に示している。

それを踏まえた上で11頁第3段階を見てみると、視察もしていない議員たちが、視察したふりをして、香川県の観光政策についてあれこれ開陳し、最後に「この地での視察内容を今後の県政に反映してまいりたい。」と書くに至っては、その嘘つき度合の凄まじさもここに極まれりである。

(イ) 10頁「報告」の第2段落の出だしはネット上のJTBの「ライオン記念碑」からの引用（事実証明書⑬）であるが、ここでもまた重大な問題が事実証明書④のDVD後半で暴露されている。

10頁第1段落の最後に「調査を行った」と書き、第2段落にも「どうPRし、観光振興に生かしているのかを聴取し」「有益な情報を得ることができた」と書いているが——密着していたフジテレビ報道部員に「5分しかいなかった」「そうした行動はありませんでした」と追及されると、平木団長は「ああそうですか」「そうですねハイ」と不貞腐れつつ認めている。

(ア)で明らかにした「虚偽記載」がここでも（聴取して有益情報を得たというウソ）行われている。だから、続く第3段落は観光中に印・中の団体客が多かった印象と、ネット上の「スイスを発見する・観光産業」ページ（事実証明書⑭）等からの無断引用や添乗員情報などで作文している。

(ウ) 訪問せず聴取していないのに、平気で「訪問させていただき」「聴取し」と「視察報告書」に書く。ここに至っては、990万円返還は当然のこととして、それ以上に議員としての根本的資質を問わなければならない。

ウ 相手側参加者名が記された、スーツ着用の「視察」「訪問」について

(ア) 本件海外視察で物見遊山の観光旅行を行った6議員は、事実証明書③DVDの番組が放映される前後からあわてて「視察報告書」を作成したと推察される。その際、スーツを着た上での本来の「視察」「訪問」については、番組で建物に入った時刻から出た時刻を放映されて「あわせて4時間あまり」と暴露されているので、「視察報告書」には以下のように「開始時間」しか書かず、通常の報告書で書かれているはずの「終了時刻」を空白にしている。

7頁のウンターハッピング……「6月2日（金）13：30～」

事実証明書③DVDの番組では「90分」で出たと報告。

23頁のツェルマット観光局……「6月6日（火）9：00～」

上記番組では「60分」。

27頁のパルマ市庁舎……「6月7日（水）11：00～」

上記番組では「30分」。

32頁のミラノ総領事館……「6月8日（木）10：00～」

最後のミラノ領事館だけは、番組での認定時間が放映されていなかったが、11時頃には空港に到着していたようなので、逆算すると入館から退館まで「最大でも60分」であろう。

しかし、実際には4ヵ所それぞれで、館内に入って出るまで間には待ち時間や終了後の待機・休憩時間もあったと想像され、4ヵ所合計時間が「4時間にも満たない」とも考えられる。「終了時刻」が空白であるのは無責任そのものであるが、同時に、少ない「視察」時間を胡麻化したい事情を伺わせる。

ちなみに、「視察報告書」29頁～30頁の「パルマハム工場視察」を請求人が「視察」時間に計算しない理由は、住民監査請求書で記した通り、ハム・ワインの“飲食接待”であったからだ。事実証明書④DVDのニュースではワイン飲酒の様子が放映されている。「ハム」を食べたか否かは、随行職員などに聞くと「食べた」と正直に教えてくれたので、必要なら聞き取りをお願いしたい。

「視察報告書」の30頁第4段落で議員らが書いている通り、当該ハム工場などパルマの生ハムは香川県には輸入不可能な製品であり、そんな工場を今、香川県議が「視察」すべき理由はゼロである。パルマ市側もそんなことは承知の上で“接待ワイン”をふるまつたと考えるべきだ。

その観点から「視察報告書」28頁2行目のパルマ副市長の言葉「今後は、市や県といった行政単位の交流だけでなく……」は、パルマ市側の本音の表れとも読めよう。つまり議員がゾロゾロ来て接待させられるのでなく、市民同士の交流・香川県民の訪問をこそパルマ市側は求めている、という意味ではないか。貴重な県費990万円も使うなら、パルマ副市長の指摘する通り高校生などの交流にこそ使うべきである。今回、6議員が990万円を返還すれば、それをパルマの高校生を招待する形で有効に使う方法も一案であろう。

以上、中身はともかくも形式的に、「視察」と言えるかもしれないのは「4時間」である。

(イ) ところが事実証明書③DVDの番組で詳細に描かれた通り、「視察報告書」7頁～9頁に書かれているウンターハヒング地熱発電所「視察」は、直前のホフブロイハウスでの飲酒によって酩酊状態で訪問したものだから、誰が見ても「視察」に値しないことは、住民監査請求書でも指摘した通りである。そもそも、地熱視察では香川での費用対効果ゼロ（事実証明書⑯）だ。

加えて、酩酊状態ゆえメモも取っていないであろう6議員は、あろうことか「視察報告書」のこの部分に、静岡県議会議員・高田やすひさ議員が2011年に同地熱発電所を視察したネット上の視察報告を無断で盗み、盗用を気付かれないよう箇条書きに書き変えている（7頁8行目からのシステム説明のすべて。事実証明書⑰）。他県の県議会議員の視察報告を盗作するなど、議員辞職に値するのではないか。本件海外視察が総体的に無意味で、違法・不当な公金支出であったことを象徴している。

さらに8頁の第2段落がすべて14年も前の古い「ニュース」の文章を無断で盗み、古い数値を丸写しした現時点では間違った内容の文章である（前回の添付書類6・事実証明書⑮の1枚目と2枚目）。

盗んだ文章でしか「報告」できないレベルであることから考えて、7頁～8頁に書か

れた香川県に関する文章は、明らかにドイツに行かなくても書ける作文である。

とりわけ8頁第4段落の「再生エネルギーの導入には、一定の限界がある」という主張については、既にドイツにおいて柔軟な電源の組合せによる発電実績が積み重ねられて（事実証明書⑯）克服してきた事実は、少し勉強すればわかることだ。ドイツまで行って「電力供給」の話を聞くなら多様で柔軟な電源活用が最大ポイントなのに、何の準備もせず行って“何も聞いてきていない”ことが良くわかるのがこの段落である。

(ウ) 以上より、(ア)で形式的に認定した「視察」時間の「4時間」から地熱発電所の90分を差し引いた「2時間半」が、香川県民の感覚として「視察」と認定しうる最大限の時間である。以下、その「2時間半」の内容を検証してみる。

23頁～26頁の「ツェルマット観光局訪問」の報告は、事実証明書③・④DVDでフジテレビ報道部が当該議員らに問い合わせた「香川県に高い山ないですね」という致命的な弱点を露呈している。DVD映像で、当該議員らはフジテレビ報道部の問い合わせに返答できず、特に④のニュース特集の際には準備期間もあって抗弁できる機会があったのに、平木団長は何も語らなかった。標題の通り、視察でなく「訪問」しただけだ。

人口7000人で年間200万人もの観光客が訪れ、100%観光に依存している高地の自治体ツェルマットや「宿泊者や企業から徴収した財源を自主財源とする独立組織」であるスイス観光局は、香川県と違いすぎて、当県の観光政策立案のために“最も選んではいけない”不適切な“視察対象”であった。そんなことは計画段階で少し調べてみればわかることがある。

であるにしても、JTBの「旅程表」（前掲⑨の7枚目によれば——ツェルマット観光局では「DMOに関するプレゼンテーション」が行なわれ、事前に質問を伝えることが可能であった。

であれば当然、議員らはせめて日本政府・観光庁の「日本版DMO」（事実証明書⑯）等について予習し、スイス版と日本版をつなぐような質問を伝えておくべきだった。

ところが、25頁～26頁の写真にはスイス側担当者がDMOを中心にプレゼンテーションしている様子が写っているのに、23頁～24頁の報告＜要点＞には肝心なDMOの解説がなく、平凡なスイス観光実態のみが書かれている。

そして、24頁の「主な質疑」も、議員が全く事前学習なしで表面的な質問をするのみで、香川県政に何かを活かそうという努力が皆無である。ちなみに質問している「ツェルマットの電気自動車」は有名なので、ネット上でいくらでも情報が得られる（事実証明書⑯）。

また、25頁2行目～12行目の内容は、ネット上でも読める山田桂一郎氏（議員らが25頁下から9行目で「観光カリスマ」と持ち上げている人物）のスイス論・ツェルマット論（事実証明書⑯）を無断で援用しながら、矮小化してまとめた作文である。例えば山田氏の深い理論の肝心な部分「外からの人間で決めてやろうとする地域振興……は必ず失敗します」「住民の生活満足度を最優先」！！にする地域づくりが必要——が議員の作文では「住民の生活満足度“も”満たす」（“”は請求人）などと改悪されている。

990万円も無駄遣いしてスイスまで行かずとも、自宅で山田氏の文章を読めば大いに学ぶことができる典型例である。なのに議員らは25頁第4段落で「書籍やインターネット上では知ることができないであろう……私たちの想像をはるかに超えた視察を行うこ

とができた」などど、ネット上から膨大に濫用している議員らが、噴飯物の自画自賛をしている。

まずは990万円を返還させて、その金の一部で「観光カリスマ」山田桂一郎氏を香川県に招いて多くの県民と共にお話を伺うなら、公金の使途として許容範囲かもしれない。

(エ) 残るスーツ視察「1時間半」だが——27頁～28頁の「パルマ市長表敬訪問」も標題そのものが「視察」になっていない通り、お互い儀礼的な挨拶をしているだけで、6人の議員で大仰に訪問したのに具体的な提案を持参していない。そのため、パルマ側が気を遣って、その次の「パルマハム工場」での生ハムとワインの接待を準備せざるを得なかつたことは、前述した通りだ。視察でなくアリバイ的な「訪問」である。

となると32頁～34頁の「ミラノ総領事表敬訪問」が残るのみだが、これまた議員らの認識も「視察」でなく「訪問」で、そのやりとりも本当に聞きたいならメールで聞けばわかる内容ばかりだ。盆栽ネタも32頁下から14行目に書かれている通り、視察団が以前から知っていた情報である。全体的にあまりに思いつきの質問すぎて、実際、総領事側が「資料が手元にない」(33頁4行目)ために後日回答をもらっている。

それに続く33頁のラスト2段落は、外国に行かなくとも香川県職員なら誰でも書ける作文であり、文中に無理やり「ミラノ総領事」という単語を埋め込んでいるだけだ。

(オ) ウの結論

990万円も支出して「視察」はアリバイ的な役所訪問だけ、などという実態では、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は」「最少の経費で最大の効果を挙げるようになければならない」に明らかに反している。990万円は返還されるべきである。

エ スーツ視察が以上のように「アリバイ的な役所への表敬訪問」だけでは、県民に納得されるわけがないだろうから、6議員はイで述べた「虚偽」に象徴されるような詐欺的作文の「視察報告書」を提出したと考えられる。

残る“スーツではない”観光旅行の部分も、「視察報告書」に“相手側参加者の名前がない”ことが物語るように、感想文レベルの作文であり、香川県について書かれた文章もイでの虚偽作文の経緯と大同小異である。

そもそも視察するなら、行く前に相手に「視察目的」を伝えた上で「訪問予約」をとるのが当たり前の手順だ。であれば「視察報告書」には必ず、相手の肩書・名前が記された上で視察内容が書かねばならない。それらが書かれていない「作文」の部分は、それだけで「視察ではなかつた」ことを明示している。

ではあるが、念のため、以下、「視察報告書」の順にしたがって、無断引用、詐欺的作文、濫用したのに勝手に改変したことで間違っている等の実例を列挙する。

つまり、この程度の「報告」「切り貼り作文」をするのに990万円もかけて欧洲に行く必要は全くなく、香川県でパソコンの前に座って書けば良いことを証明していく。

(ア) 3頁「報告」の第1段階は、事実証明書④のDVD後半でも暴露されていた通り無断引用の文章で、引用元はネット上の『地球の歩き方』の「ミュンヘン旅行ガイド」のページ(事実証明書②)または、それを転載した今回の旅行代理店JTBのパンフレットである。

(イ) 3頁の第2段落も事実証明書④のDVD後半でも暴露されていた通り無断引用の文章で、引用元はネット上の『ウィキペディア』の「ニンフェンブルク宮殿」および『地球

の歩き方』の「ニンフェンブルク城」のページ（事実証明書②の1と2）または、それを転載したJTBのパンフレットである。

- (ウ) 3頁の最終段落は、ネット上の『コトバンク』の「マリエン広場」を無断引用し（事実証明書③）つつ、文の間に「中心的な」という余計な単語を付加した結果、一文中に「中心」という単語が2回登場する悪文となっている。
- (エ) 4頁の第1段落も、上記『コトバンク』の「マリエン広場」を無断引用して（同じ③）文章を入れ替えて一文にしている。
- (オ) 4頁の第4段落は、『ウィキペディア』の「ミュンヘン・レジデンツ」からの盗用だが（事実証明書④）、“ヘルクレスザールがバイエルン放送交響楽団の本拠地だ”という意味が分かっていないから、2行目がとんちんかんで正しくない文章になっている。
- (カ) 4頁の下から2段落目は、タクシーがほとんどドイツ車であったことから、「ほとんどの国民が……国産車を選んでおり」という明らかに間違った（事実証明書⑤=ドイツ国内でのドイツ車シェアは5～7割）印象を書き「愛国心」を語っている。日本においてネットで調べた方が客観的な情報が入手できるという典型例で、観光しただけなのに無理に「報告文」をひねり出そうとすると、こういう“誤解を広めてしまう作文”になるのだろう。
- (キ) 10頁の第4段落は、ネット上の『クール・スイス』の「カペル橋」からの引用（事実証明書⑥&⑨のJTB資料）だが、それよりも、1993年のカペル橋の火災消失の話を「四国八十八箇所霊場」の「木造建築物の維持・保全などを図る上での参考になった」などとコジツケルなら、世界中、どこの木造の観光地に行っても同じ「報告」作文ができることになる。

注：この後の、10頁ラスト～12頁写真が、前記イの“典型的な虚偽記載”～無断引用～誤った盗用で間違った記述のページだ。

- (ク) 13頁の第2段落、ドイツ・イタリアでは記述皆無のバリアフリーの話題は（独伊の比較もないし）、ユングフラウ鉄道で車いす利用者を見たことで書いたと思われる。しかし、旅行中から「視察」を意識していたならば、写真で説明しないとわからない「手動リフト」や、アイスピレスの階段の「専用リフト」の写真を撮っているはずである。肝心な写真もない「視察報告」では、思いつきの感想作文と言うしかない。

ネット上で調べると「全ホームに手動リフト」がありその写真もある（事実証明書⑦の1）。

「駅の構造でスロープが多用されている」が「観光地やホテルの段差」など「バリアフリーかと聞かれればNO」という評価もある（事実証明書⑦の2）。ユングフラウ山頂駅で「フォークリフトで昇降サポートをしている」動画などもあり（事実証明書⑧）、990万円を使わなくても、自宅でスイスのバリアフリーをいくらでも調べられる。

- (ケ) 13頁の第3段落は、ネット上の「スイス山岳観光の黄金期と日本人」からの無断引用（事実証明書⑨）を中心に作文されている。
- (コ) 13頁の第4～第5段落は「スイス・スペシャリスト」についての概説だが、ネット上で調べてみてすぐにわかるることは、この資格は旅行会社勤務者のための資格だということ（事実証明書⑩1と2）。それによってスイス政府は旅行コースを多様化して観光客を増やそうとしている。

ところが14頁第1段落は突然、日本のプロジェクトではない「ボランティア」ガイドへの高評価から話が始まり、「ガイド」育成の話から強引に次段落の「おせつたい文化」につなごうとして失敗している。

つまり14頁の第1段落はスイスと関係ない日本のボランティアガイド論であり、しかも——「ウ(ウ)」でも触れた通り、6議員は「観光カリスマ」山田桂一郎氏の文章を盗用しているくせに全く山田氏の主張を理解していない——山田氏の「日本のボランティアガイド」評価（事実証明書⑪）は、議員らが14頁の1行目に書いてある内容とは正反対で、極めて辛口である。スイスで物見遊山して山田氏の文章を理解もせず字面だけ盗用するのではなく、日本でしっかり読書し山田氏の指摘を熟考していくべきであろう。

第2段落は「バリアフリー」の単語だけ挿入した四国の遍路文化論、最後は勝手な「四国新幹線」待望論で、全くスイスと関連づけられていない。つまり、990万円の旅行とは無関係に香川県のことを作文しているだけである。

(サ) 16頁の第1段階はネット上の『ウィキペディア』の「アルプトランジット計画」からの無断引用であり（事実証明書⑫の2）、第2段落も同じものからの無断引用（事実証明書⑫の1）である。

第3段落の5行目以後は、ネット上の「スイスの歩き方」からの無断引用である（事実証明書⑬）。

(シ) 16頁の最終段落と17頁の第2段落の前半はネット上の古いニュース「スイス2050年までに『グリーン経済への移行』の国民投票否決」等を無断引用～改変したものだ（事実証明書⑭の1）。後述する通り、議員らの訪欧の少し前に実施された新しい国民投票では「脱原発など」が可決されている。その誤りだけでなく、17頁の1行目の「日本人の場合では、2012年時点で1.6個分となる」という「説明」の間違いにも気付かず議員らは作文を続けている。

そもそも、スイス人の平均資源消費量だと地球「2.8個分が必要」なのに、あまり変わらない程度に資源消費している我われ日本人の平均資源消費量で、突然「1.6個分」と聞いて“おかしいな??”と気付かない時点で議員失格とも言える。

ネット上でニュースをさがすと、昨年11月12日夕刊の「東京新聞ほっとweb」に正しい数値がある。上記と同じ2012年の資料によれば、日本人の平均資源消費を全世界の人々がすれば地球が「2.9個分」必要であり、実は、スイス人よりも日本人の方が平均資源消費量が多い（事実証明書⑭の2）。

地球「1.6個分」というのは、（発展途上国を含む）全世界平均の資源消費量でも、今の消費量だと地球1個では足りないという数値だった。

わが日本がスイスと同様に資源消費が激しいという最低限の基礎知識があれば、17頁の「他所事の作文」ではなく、本気で香川県での“資源消費を減らしていく政策”について本やネット情報で「スイス緑の党」に学んで書けたかもしれない。

さらに、6月初旬に本当にスイスのちゃんとした担当者に電力の話を聞けば、わずか2週間前に実施したばかりの国民投票で「脱原発+再生エネルギー促進+省エネ」案が可決された（事実証明書⑮）話が出ないはずがない。古い「否決」情報（17頁の7行目）だけ書いて直近の新情報から学ばない“誤った報告書”を世に広めるようでは、スイスに行った意味が全くない（次ページでも触れる）。

以上のように、あまりの認識不足と混乱ゆえに17頁の最終段落のごとき、その前の話とつながらない別の話を作文してしまう。6議員は外国旅行に行く前に、もっと日本でニュースを読み現状を深く認識せねばならない。

- (ス) 18頁の「カートレイン」の写真・左側は、またまたネット上の「個人のブログ」からの盗用である（事実証明書⑬）。6議員の順法意識の欠如は議員にあるまじきレベルである。
- (セ) 19頁の第1～第3段落の中心部分は、前述ウ(ウ)でも盗用していた相手・山田桂一郎氏の共著『観光立国の正体』の「ブルガーゲマインデ」（事実証明書⑭）の1～2、本の内容は立ち読みで確認の章、およびネット上の「マイ大阪ガス」ページ（事実証明書⑭）の3～5）からの無断引用である。

注：この続きの20頁の1～6行は、9月5日付住民監査請求書の添付書類6の「事実証明書⑤」の3～5枚目で証明した通り2つのネット文書の盗作だ。

- (ソ) 「事実証明書⑤」にも記しておいたが、20頁第2段落の最後は“あやしい説明”であり、それゆえ、第3段落の香川県の話は第2段落と論理的につながっていない。単なる「交通」つながりだけで、旅行と無関係の作文である。

また、第4段落以降の内容は、物見遊山の観光旅行でも気付くようなレベルの作文である。

第5段落のように「イスのトイレ事情」に触れるならば、1カ所の観光で見たトイレ事情でなく、ネット上にある「イスのトイレ事情」（事実証明書⑮）程度の視野で経済的背景まで調べないと、香川県政にはとても活かせない。

第6段階では、ユングフラウ鉄道の時と全く同じ「手動リフト」の話が繰り返されるが、ここでも旅行時の問題意識の無さから1枚の写真も添付されていない。

最終段階も単なる旅行ガイドの話であり、本当にイスの専門家から「電力供給」（下から7行目）の話を聞けば、2週間前に可決された「脱原発+再生エネルギー促進+省エネ」政策の話が聞けたはずだ。6議員の立場が「脱原発」とは違うからと言って、イスまで行って「電力供給」の話をしたのに“イス国民が選んだ脱原発”政策について学んで来ず、その報告もしないなら990万円は全く無駄遣いであったと言うしかない。（2日目のドイツと全く同様。）

オ 結論

県政の課題を解決するために必要な「海外視察」があり得る、という立場から見ても、本件海外視察は議会への背信行為を含む、論外の「私的観光旅行」であり、費用対効果ゼロ以下である。加えて「視察報告」の虚偽記載や盗用の悪質さは、ほとんど犯罪行為とも言えよう。

テレビ報道をきっかけとした多くの県民・国民からの批判を正面から受け止めようとせず、こんな作文で、結果的に県民や監査委員を欺こうとする6議員を絶対に許してはならない。990万円返還を求める厳しい勧告を、心よりお願いしたい。

カ 添付書類

（以下の書類については省略をする。）

事実証明書⑥から⑮まで

- (2) 請求人の陳述の内容

陳述の要旨は次のとおりである。

ア 請求人（伊藤邦行）の陳述（要旨）

(ア) 住民監査請求に至った理由

県議会議員による海外視察に名を借りた観光旅行に対し、非常に強い憤りを感じている。税金の無駄遣いを超えたかみ銭のようなお手盛り行為にあきれ果て、開いた口がふさがらない思いであり、納税者の立場から、議員旅行について異議を申し上げる。議員になれば当然のように視察し、当たり前の顔をして観光旅行をすることは、今後やめていただきたいとの思いで発言する。

私は、町の中で小さな魚屋を営んでいるが、売り上げが年々減少している中で納税は国民の義務であることを十分に理解し、事業に使った費用と家計に使ったものとを明確に区分し、会計処理を行って税務申告を厳正に行っている。消費税については、積み立てておかなければ間に合わないという思いから積立預金までして納税に対処している。大店立地法が改正され、郊外型の大型店がやりたい放題のように出店競争を続け、あたかもじゅうたん爆撃をしたかのように地域の近隣商店街を破壊し、町の中からお店がなくなり、歩いて食品や日用品を買い求めることができにくくなっている。特に、行動半径の狭い高齢者の方が日常生活に困難を来す町が県下各地に広がっている。これからさらに少子高齢化が進むと思われる中で、私たち町の小さなお店は、瘦せ我慢をしながらも給料が満足に出ない中で納税を続け、歯を食い縛って営業を続けている。もうからなうても商売を続けるのは、私たちも町の住民の一員であるからである。町にはコミュニティが必要で、町の人に助けられ、町の人の役に立ち、温かい住民同士のつながりを失くしたくないからである。血を吐く思いをしながらも納税に努めている者からすると、今回のような税金を使っての観光旅行としか言いようのない海外視察は断じて認めるることはできない。

五所野尾委員長が、議会改革検討委員会の冒頭発言の中で、議員の見識を高めるためには海外視察は有効であると発言されたが、自分の見識を高めたいのであれば、自分の金と自分の時間でするべきである。百歩譲って県政のために必要な行為であるならば、誰が見ても納得できるものでなければならない。私たちも自分の見識を広めたいときは、自分の金で本を買い、自分の時間を使い学んでいる。少なくとも、県政に必要とされる視察であれば、県政における問題点を明確に示し、この解決のためには何が必要かを県民に広く公開し、十分な論議と準備を行い、獲得すべきものは何かが示されなければならない。当然、費用や税金に見合う効果が必ず求められる。

テレビやインターネットで視聴したが、この中で税金を使ってまで視察に行かなければならない必要性はみじんも感じられない。9日間もかけた視察と称するものは、テレビでは4時間と言われているが、その中の1・5時間は飲酒の時間に使われ、視察はほんの2時間半余りということで、本当に腹立たしい思いである。私も酒を飲むことは大好きであるが、仕事や民主団体の任務で出張している時も、現地に着いてから、昼飯前には必ず一杯はあり得ない。酒は振る舞われたから飲んだと話しているが、視察先の人がいない時に、誰に振る舞われたのか。旅行行程の中に、最初から組み込まれていたのではないかという質問もしたい思いである。県議会の議員が海外視察に行くのは、仕事のはずである。県議会において議事を進めることも仕事であり、どちらの場合も議員活動の

一環として行動しているときは、県民の税金が使われていることに何らかわりはなく、このことは絶対に忘れてもらいたくない。インターネットで見る限り、全く仕事中だということを感じさせないということは何なのか。行く先々で、酒を飲み、自撮り、集合写真を連発し、視察に行ったことのアリバイづくりとしか考えられない。お土産も熱心に見ていたが、まさか県民のために買ったなどと言わないでほしい。

今回の視察において、私の受けた印象はまさに観光旅行そのものであると言わざるを得ない。観光旅行に公金である県財政から支出することは、みじんも許すことができない。今回、支出された990万円余りの返還を直ちに求める。仕事で視察をしているのであれば、どこでどのような視察や研修をしたのか、またそのことによって何を感じ、何を獲得したのかを詳細にまとめ、報告する義務が議員には求められている。消費税が導入されてからこの方、生きていくために税金がのしかかってきている。多くもない年金や所得にも、公権力を後ろ盾として、いや応無しにまるで強盗が財布に手をこじ入れ、この国で生きていたければ金を払えと言わんばかりにむしり取るように税金を取り上げている。金持ちしか見ようとしない今の政治、税負担を弱い者にしか求めない情け容赦のない政治であっても、食べる物を我慢し生活費を切り詰めてまで、税金を納めることは国民県民の義務だと思い納めている。

憲法が示す法の負担の原則や人権規定を全く無視し、憲法第25条に示す健康で文化的な生活を営む権利、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進に努めなければならない義務規定を放棄している今の県政に対し、私は大きな不満と怒りを持っている。憲法は国家権力を縛るだけでなく地方自治体をも縛るもので、まず、税金は国民主権、県民主権、人権を保障するために使わなければならない。為政者の独断や恣意的行為は、憲法の精神からして許されるものでは決してない。憲法第99条の憲法尊重擁護義務にも違反し、違法である。議員は自分たちの都合の良いように何事もお手盛りで、皆に見えないことをよいことに美味しいことばかりやっていると多くの県民は見ている。今こそ、県民の信頼を回復させるためにも、今回の税金を使った観光旅行を正義に則り精査し、県民に報告するとともに990万円を直ちに返還させ、二度と県政による観光視察旅行が行われないように、厳正な監査が得られるよう、住民監査請求を行う。

イ 請求人代理人（井上存身）の陳述（要旨）

（ア） 税金を使った高額の海外視察

今回の県議会議員の海外視察は、多くの県民が知らなかつたものであり、その内容は、ほとんど知らされてこなかつたことであった。テレビ放送で全国的に知れ渡るようになり、県民には怒りと驚きと不信感が広がっている。かろうじて、旅行中の飲食は自腹とのことだが、それは当たり前である。しかし、視察直前の飲酒は、その後の公務にも影響し、大変おかしいと思う。また、相手先にも香川県議会議員が、酔ったまま視察に来たと思われ、県民としても大変恥ずかしい。「旅の恥はかき捨て」とのことわざがあるが、公務で使うものではない。議員がこのような考え方なら、まさにこの視察は海外旅行としか考えていないのだと思う。

そもそも、税金を使った高額の海外視察は、主婦感覚では許しがたい行為である。今回使われた税金の総額990万円は、一人当たり123万円を超え、同行職員の分も加えると議員1人当たり165万円にもなる。県民の何割がこのような豪華な海外旅行に行ける

のか。子育てや学費、また税金を払うことに追われる生活の中では、到底捻出は考えられない。

ネットで検索ができる旅行社企画のヨーロッパ9日間ツアーでは、一人当たり最低15万円から約30万円で一部食事も付いた価格となっている。今回の香川県の議会視察旅行は、独自企画のフリープランかもしれないが、1人当たりの金額が異常に高すぎ、123万円あれば、旅行社企画ツアーなら3人分になる。 $30\text{万円} \times 8\text{人の} 240\text{万円}$ で、海外視察に行けたのであり、やはり、桁外れの豪華旅行だと言わざるを得ない。また、高級なホテルに宿泊したのではないのか。本日入手した資料によると、議会事務局が旅行社に公募した中で、航空券の手配について議員はビジネスクラス、随行者2名はエコノミークラスとするとか、宿泊先も部屋は1人部屋で朝食付きとしている。食事は自腹と聞いていたが、計画では朝食付きになっていたようだ。また、宿泊施設はセキュリティーを考慮して、随行者はスタンダードとし、議員はワンランク上のグレードの部屋にすることと、金額的にも高くなるような企画提案の内容となっていた。一般の企画ツアーとの金額の差に驚くとともに不信感が湧いてくる。また、香川県の教員は、修学旅行の引率の際、各種拝観料やテーマパークへの入場料等は、ほぼ自腹だと聞いている。仕事であり公務で必要な経費でありながら、その多くが自腹だとのことで、この差は何なのか。さらに今回、休暇日と重なり視察のできない日が3日間もあった。報告書では一応視察となっており、まち並み視察とのことだが、テレビで見てのとおり、ほぼ観光であった。日程調整や期間の短縮は、そもそも頭になかったのか、県民の大切な税金を使っているとの感覚がどこからも感じられない。

(イ) 監査委員への要望

以上のような点から、監査委員には、過去の経過や海外視察が議会での決定事項であるということにはとらわれず、今回の視察の内容そのものがどうであったか、その是非の検討をお願いしたい。

ウ 請求人（松崎光成）の陳述（要旨）

(ア) 主体性のない海外視察

今日、情報公開により、今回の6議員が、3月の段階で旅行を業者に発注した際の文書と、コンペで選定されたJTBの旅行プランが全部公表された。

そこで明らかになった1番目は、3月の発注で6議員が付けた条件は、6月初旬に9日間ドイツ・スイス・イタリアに行くが中心はスイスアルプスの世界遺産、ほぼこれだけである。あとは、ビジネスクラスなどの条件や、通訳を付けるなどの条件があるだけで、結局3か国の観光を大前提にして、あとは議員らしい視察先については業者から提案するようにとの文書である。無責任を飛び越えて、自分が国王になったかのような税金の使い方だと思う。

明らかになった2点目は、旅行業者2者のコンペで、6議員の旅行は、JTBが選定され、ミュンヘンでのソーラー技術の見本市とスイス観光局での観光政策のプレゼンテーションの2つの視察先をJTBが提案した。つまり、JTBが観光旅行の間に視察先をひねり出した。しかも、JTBのこの案に決定したのは、議会事務局職員であり議員は何の判断もしていない。6議員は、スイスを中心に3か国で観光することだけをリクエストし、視察先はJTBが決めるという旅行が香川県政に役立つはずがない。

他にも、なぜドイツ・スイス・イタリアなのか、視察目的は何か、また、視察先の選定のプロセスが分かる一切の文書の情報公開を求めたが、そういう文書は存在であるという理由で公開されていない。6議員は議会でも、白川議員の討論まで何も議論をしていないとなると、視察の全てを旅行業者に丸投げで決める、まさに議員の自覚を全く持たずに遊びに行ったというしかない。

さらに問題なのは、5月2日に臨時議会が行われたが、そこではJTBが既に出していった20枚もある旅行日程表と資料を提出しなかった。その資料まで見られたら、ほとんど観光だと判断されるため、内容をごまかして行われたのが5月臨時議会の採決である。

今回の事実証明書に、旅行直前に作成された5月のJTBの日程表や企画書の資料一式を添付したので、後ほどよく御覧いただきたい。JTBの資料は、全ページにわたり大見出しが建前で視察と書いてあるが、その下の中見出しへは、本音でミュンヘン市内観光と書いてある。ルツェルンの観光、ユングフラウの観光、ミラノの観光と、はっきり書いてある。つまり、議員が視察に持って行った予定表に観光と書かれている。更に、ミラノ観光の次のページを後ほど御覧いただきたいが、美味しいお土産が一堂にそろうデパートの資料があり、その次は複数の豪華ホテルの資料が付いている。このような豪華旅行を視察と呼んでいいはずがないということを御理解いただきたい。

実際の旅行は、DVDの番組に描かれたとおりである。住民監査請求書にも書いたとおり、6議員が5月臨時議会で、はっきり行くと公約したのがミュンヘンのソーラー技術見本市だが、そこには英文サイトからのチケット購入が面倒だという理由で行かず、視察先を差し替えた。さすがに議会事務局職員もあきれているらしく、私たちだけでなく議員らにもこの経緯を証言しているようである。

是非、監査委員も、準備段階での事実確認をよろしくお願いしたい。

職員への確認ではもう一点、イタリアパルマ市の工場でのワインと生ハム接待の部分で、ワインを飲み、生ハムを食べたことを話してもらった。DVDだけでは不十分だと監査委員が判断されるのであれば、随行職員が2人に特定されるので答えにくい質問になるだろうが、必要であれば確認してもらいたい。

(イ) 海外視察の費用対効果

今回の補足の文書では、6議員の視察の費用対効果がゼロ以下であると書いている。ゼロ以下というだけでは説明不足なので陳述で補うと、彼らは、ソーラー技術の見本市を視察せずに、JTBから提案があった地熱発電を行っている。地熱発電訪問は、直前に有名なホフブロイハウスで酔ってそのまま行っているため、視察内容もメモできていない状態である。視察報告書も、他県の議会議員の視察報告書から盗んでいる。住民監査請求書でも指摘しているが、古いニュースからデータを盗んでいるのに加えて、他県の議員の視察報告書から盗んで書いてある。こんなことまでするのかという思いになるのが、今回の視察報告書であるが、これ以外に、地熱発電が香川県で実用化できないという総務省と環境省の資料も添付している。

香川県では実用化できない地熱発電を視察した時点で費用対効果はゼロであるが、費用対効果がゼロ以下、あるいはマイナスになるというのは、盗んだ文書で報告し県民の信頼を裏切ったというマイナス、ドイツの専門家が説明しているときに、日本の議員は酔っぱらった赤ら顔の状態で平気で視察するという国際的にマイナスイメージを広げた

というマイナスがあるからである。

(ウ) 観察報告書への引用

彼らの観察報告書の外国報告の部分には42段落あるが、55パーセントの23段落は無断引用の文書を中心に作文されているので、証拠書類を十分検討いただきたい。

補足の文書で目立たない点を、この陳述で補足する。

JTBが準備したもう一つの観察先であるスイスのツェルマット観光局では、議員にふさわしい内容として、わざわざ観光政策論のDMOに関するプレゼンテーションをセッティングしていた。DMOは、観光地マネージメントの組織論であるが、JTBは行く前からDMOのプレゼンテーションに対する質問をスイス側に伝える準備をしており、その証拠も残っている。議員に質問ができるなどを伝えていたが、議員らは観光旅行なので、事前の予習も質問もせず、そのまま観察に行ってしまった。観察報告書の写真を見ると、観光局の人が一生懸命、見出しにDMOを入れたパワーポイントで説明しているのに、観察報告書にはDMOの説明の記載が全くない。その代りに、メールで聞けばすぐ分かるスイス観光の当たり前のデータで、高校生が資料を作ればこのようなものになるという内容ばかり書かれている。DMOは日本の観光庁でも重視しており、日本版DMOを全国に広げようとしている有名な政策である。6議員はそのようなことも予習せずに観光旅行をして来たので、書く内容がどう努力しても不十分になる。そこで、仕方なく他人の文書を盗んで水増しをした。これが今回の観察報告書である。

こういう水増し文書で、県民だけでなく監査委員もだまそうとしている。こんな6人の旅行に、貴重な税金990万円を使わないでほしい。

(エ) 監査委員への要望

今回の監査は、個別外部監査ではなく、監査委員のお二人にお願いしようと最初から考えた。その理由は、これほど違法で不当な税金の無駄使いである旅費の支出は、県議会自らが選んだ監査委員の手で断罪し、もしくは弾劾して欲しいからである。

監査委員はこれまで、政務活動費の監査結果で、文書で何度も議会に強く要望してきたが、議会の金のルーズな使い方は改善されていない。

今回の海外観察の件において、議会の金のルーズな使い方を正す機会はない。

是非とも、いろいろなしがらみを断ち、心を鬼にして、990万円を返還せよという判断を下すよう心からお願いする。

(3) 請求書の再補足の内容

(以下、平成29年9月25日付で提出された住民監査請求書の再補足についての原文の内容に即して記載する。)

平成29年6月1日～9日香川県議会 ドイツ・スイス・イタリア観察団は、同年9月21日に開かれた香川県議会の議会改革検討委員会での「観察内容に関する説明」で以下の発言をしている。平木享団長の直近の重要証言なので、まだ議事録が出来上がってない段階ではあるが、監査の時間的制約上、マスコミ報道および直接、現場で聞き取った内容を踏まえて肝心なポイントだけ指摘しておく。

ア 地熱発電所「観察」の直前に飲酒していた事実を認めた

請求人の9月5日付住民監査請求書および9月19日付補足文書でも強調したことであるが、本件海外観察のメインは6月2日のウンターハヒング地熱発電所「観察」である。にも拘ら

ず平木享団長らは「視察」直前にホフブロイハウスで飲酒して酩酊状態で発電所を訪問してしまった。そのことを9月21日の「視察内容に関する説明」（以下、「説明」という）で認め（事実証明書⑨と⑩の「毎日」「朝日」）、「誤解を与える行動」などと言い訳しているが、実は、これが本件海外視察の本質を象徴する行動である。

なお、平木団長が「説明」の中で語った根拠のない夢想はともかく、少なくとも6議員が議員でいる時代に、香川県で地熱発電が計画～実用化される可能性はゼロ（前回の事実証明書⑮）である。となれば、地熱発電所「視察」の費用対効果ゼロ以下（ドイツにおける「日本人の酩酊議員が視察」の悪評判も含めて）が証明された。

イ 「視察報告書」への虚偽記載をほぼ認めた

平木団長に対する議会改革検討委員からの質問の中には、請求者が9月19日付補足文書のイで指摘した2点の虚偽記載を問う追及があった。平木団長の「説明」は歯切れの悪い言い訳を含んでいたが、「ルツェルン・カルチャーコングレスセンター」を「訪問した」という「視察報告」の内容が虚偽であると認め、「ライオン記念碑」で「調査を行った」という記述の虚偽性もほぼ認めた（添乗員またはガイドの説明を聞いただけ）。

訪問せず聴取していないのに、「訪問させていただき」「調査」となどとウソを平気で「視察報告書」に記す問題性も明らかになった。

ウ 「視察報告書」への多数の無断引用を認めた

平木団長は、無断引用が隠せないことを自覚しており、最初の自らの「説明」の中で「インターネット上のものをコピーした」ことを認めた（事実証明書⑨）。更に、「視察報告書」の内容には本件海外視察に参加した6人がまず責任を負うが、加えて香川県議会自由民主党議員会も責任を負う、と「説明」された。

また、平木団長に対する議会改革検討委員からの質問の中には、「視察報告書」の「外国視察説明の全段落の内、55%の段落に無断引用があった」という具体的な追及もあったが、平木団長は否定せず、多くの「無断引用」で文章を作ったことを認め（事実証明書⑩の「毎日」「朝日」）、出典を「書けばよかった」と釈明した。

しかし、“15人もいる自由民主党議員会の全員が著作権のイロハも知らない”などということは考えられず、あえて出典を隠した大量の「無断引用」・盗用文書を切り貼りしなければ「報告書」すら書けなかつた——これ自体が、“県民の990万円を使った貴重な視察だ”という自覚”が皆無の“私的観光旅行”だったことの傍証と言えよう。

同時に、この盗用は明らかに著作権法第32条、第48条に反する違法行為（逮捕事例もある）であり、自ら無断引用を公表した9月21日にすら詳しい「出典一覧」を提出しなかった6議員の姿勢は、文字通り犯罪的だ。

エ ツェルマット観光局での「DMO」講演を全く説明できなかった

請求人が9月19日付補足文書の7頁で指摘し、陳述の場でも強調したスイス「ツェルマット観光局」での「DMOに関するプレゼンテーション」講演は、本件海外視察の2つしかないメイン視察の他方である（1つ目は地熱発電所）。

平木団長に対する質問の中に、JTBの旅行日程でも明確に位置付けられている「DMO」講演の内容が「視察報告書」に書かれていない事実を指摘した上で、「DMOとは何のこと？」という単純な質問があった。ところが平木団長は一言も説明できなかった。あまりの醜態に谷久浩一議員が代弁したが、谷久議員の「説明」もスイスのDMOと「日本版DMO」

の区別が全くできていない“あやしい説明”だった。

観光政策「視察」のためのスイス「視察」なのに、最も重要な「DMO」講演の内容を平木団長らが全く理解せず、それゆえ「報告書」から「DMO」そのものを消してしまった本件海外視察は、ここでも費用対効果ゼロである。

オ 市長選最終盤の「パルマハム工場視察」は「食事会」だった

平木団長に対する議会改革検討委員からの質問の中に、「パルマハム工場視察」における「生ハム飲食」「ワイン飲酒」の事実確認の問があり、また、その時間帯が「6月7日の12時～」であるという指摘もあった。それに対し、平木団長は委員の指摘を認め、これが「食事会」だったと「説明」し、「お金は割り勘で払った」と付け加えた。

「視察報告書」の29頁では「交流会とパルマハム工場視察」と書いているが、平木団長は自ら「食事会」であったことを明らかにした。「パルマハム工場視察」は飲食接待であり、工場による説明などは“香川県政に活かせない”形式的な“アリバイ”だったことが、およそ証明された。

そもそもパルマ市長選挙（投票は6／11）最終盤の混乱期に、選挙戦で走り回る市長を「表敬訪問」するなど迷惑千万で非常識きわまりない。観光旅行のための「交流協定」悪用であり、費用対効果マイナスと言う他ない。

カ 結論

9月19日の平木団長の「説明」で最も衝撃的だった言葉は、本件海外視察は海外視察として「(一点の)曇りもない」という言葉だ。もちろんこれは、今後も“観光旅行”を続けたい他会派の委員による“誘導質問”（事実証明書④〇「産経」「朝日」）に答えたものではある。しかし、3月の発注の最初から“観光旅行”で、JTBが準備した旅程もほとんどが“観光旅行”であり、TV番組でそれを指摘されても実態を隠すための画策ばかりに時間をかけ、虚偽と盗作にまみれた「視察報告書」を作り上げたのが平木団長らである。

そして、今回、2つのメイン視察（地熱と観光局）が費用対効果ゼロ（以下）であることが証明された。こんな私的観光旅行を「(一点の)曇りもない」と言い放つ平木団長らを、決して許してはならない。

結果的に監査委員も県民も欺こうとする6議員に、990万円返還を求める厳しい勧告を、心よりお願いしたい。

キ 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

事実証明書③〇及び④〇

第4 監査委員の辞退

本件請求の監査において、香川芳文監査委員及び高城宗幸監査委員は、地方自治法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、監査を辞退した。

第5 監査の結果

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団（以下、「本件視察団」という。）の派遣に係る公金の支出に関する請求については、監査委員は最終的に意見の一致を見ることができず、合議が調わなかったので、監査結果の決定をすることができなかった。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 本件視察団の概要について

本件視察団は、平木亨議員を団長として、山田正芳議員、谷久浩一議員、高木英一議員、松本公継議員、松村秀樹議員の計6名で構成され、同視察団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員1名及び総務部知事公室国際課職員1名の計2名が随行している。

本件視察団は、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図ることを目的として、平成29年6月1日（木）から6月9日（金）9日間の日程で、ドイツ連邦共和国、スイス連邦及びイタリア共和国を視察している。

視察は、別表のとおり実施されている。

(2) 議員及び随行職員の派遣の手続について

ア 議員の派遣の手続

地方自治法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」としている。

本件視察団については、平成29年5月2日付けで、構成員である議員6名の連名により、議員派遣申請書が議長あて提出され、議長は当該申請書を平成29年5月2日の議会運営委員会に諮り、当該議員派遣は、同日の平成29年5月香川県議会臨時会において議決され、決定された。

イ 随行職員の派遣の手続

職員の外国旅行の命令については、議会事務局においては、香川県議会事務局規程（平成17年香川県議会訓令第1号）第7条第1項第8号に基づき、議会事務局長の専決事項とされており、また、知事部局においては、香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号）第4条第2項に基づき、知事公室長の専決事項とされている。

議員6名が本件視察団として海外派遣されることに伴い、議会事務局長及び知事公室長は、当該海外派遣の実施に関する連絡調整及び関係者間との協議・調整等の事務を行うため、議会事務局職員及び総務部知事公室国際課職員それぞれ1名に対して、外国旅行を命じている。

(3) 議員の費用弁償（旅費）及び随行職員の旅費の支出手続について

ア 費用弁償（旅費）及び旅費の支出の根拠となる法令等

議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等支給条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により支給され、また、外国旅行の旅費については、同条第2項の規定により、当分の間、国家公務員の例により支給することとされている。

職員の外国旅行の旅費については、旅費条例第24条の規定により、外国旅行の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給することとされている。

支給される旅費の内容として、航空賃及び車賃は、それぞれの実費が支給され、日当は、旅行先の区分に応じて、旅行中の昼食費、諸雑費等が定額で支給され、宿泊料は、旅行先の区分に応じて上限額が定められ、宿泊代金、夕食代、朝食代等が支給される。支度料は、海外旅行保険料、任意の予防接種料、スーツケース及び変圧器レンタル料の実費が支給され、旅行雑費は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費が支給される。

なお、外国旅行における内国旅行部分の旅費については、議員については自宅を基準として議員報酬等支給条例第3条第1項の規定に基づき、旅費条例の適用を受ける職員の例により費用弁償（旅費）が支給され、職員については原則として在勤公署を基準として、旅費条例の規定に基づき旅費が支給される。

イ 本件視察団に係る費用弁償（旅費）及び旅費の支出額

議会事務局において、旅費事務処理要領（平成23年4月1日施行）に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、平成29年7月10日に、議員6名分の費用弁償（旅費）6,017,537円及び議会事務局職員1名の旅費658,402円、合計6,675,939円が、また、総務部知事公室国際課において旅費事務処理要領に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、同月26日に、職員1名の旅費649,340円が支出され、総額7,325,279円の支出となっている。

（4）航空券・宿泊施設等手配に関する委託契約の手続について

ア 航空券・宿泊施設等手配に関する委託契約の法的根拠

地方公共団体の事務事業のうち、地方公共団体自身が行わなければならないものは別として、それ以外の事務事業については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができる。

委託契約の締結方法は、地方自治法第234条第1項に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされており、同条第2項において、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に限り、これによることができる。

議会が海外に議員を派遣するときは、航空機、宿泊施設の手配等を業者委託しており、これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとして随意契約を行っており、契約先の選定については、契約手続の前段階として法令上の制度ではなく、便宜上の制度としてプロポーザル方式又はコンペ方式を用いている。

これらの手続については、平成24年3月21日付け会計課長通知「契約手続の前段階として実施する公募手続について」（平成29年3月31日廃止）、平成29年3月22日付け会計課長通知「業務委託におけるプロポーザル・コンペ方式実施要領について」に沿って実施されている。

委託契約の契約担当者は、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第3条第1項第6号により、知事から議会事務局長に権限が委任され、さらに支出命令については、香川県議会事務局規程第7条第3項第1号に基づき、議会事務局総務課長（議会事務局次長が事務

取扱）の専決事項とされている。

イ 本件視察団に係る委託契約の手続及び業務内容等

海外派遣業務の委託契約先の選定については、以下のとおり、公募により企画書を募集した上、審査会を経て契約先が決定されている。審査会では、企画書提出者からのプレゼンテーションを行っている。

(ア) 企画書における記載事項

企画提案者の組織体制等、過去5年以内の本業務と同等の業務実績、参加者の航空券及び宿泊施設の手配、訪問先の手配（観光振興、環境施策、交通政策、交流促進など県政に参考となる内容とし、訪問先及び視察内容を具体的に示すように指示）及び交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、各空港での乗換え・搭乗のサポート、現地でのサポート体制等

(イ) 委託業務の内容

参加者の航空券の手配、参加者の宿泊施設の手配、訪問先の手配及び交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、査証取得等の代行、各空港での乗換え・搭乗のサポート、参加者の安全の確保、現地でのサポート体制等

(ウ) 公募公告から委託料支払までの経緯

平成29年3月9日に公募公告を行い、同月28日までに、2者から企画書の提出があった。同月30日に議会事務局及び総務部知事公室国際課職員4名で構成する審査会において提案者からのプレゼンテーションを受け委託先を選定し、翌31日に審査結果を通知している。契約は、契約日同年4月6日、契約額2,585,000円（消費税及び地方消費税込み）、委託料の支払は、同年7月31日となっている。

(5) 海外派遣終了後の手続について

香川県議会において、議員の海外派遣に係る報告書の作成等について規定されたものはないが、運用として、海外派遣終了後に報告書や視察の概要等が作成され、議長に報告されている。

また、随行職員については、香川県職員服務規程（昭和36年香川県訓令第3号）第8条において、職員は、公務による旅行を完了したときは、1週間以内に復命書を上司に提出しなければならないこととなっている。

本件視察団については、平成29年8月1日に議員の報告が、同年6月16日に随行職員の復命が行われている。

別表

年月日（曜日）	発着地・滞在地	内 容
平成29年 6月1日（木）	高松空港発 羽田空港着／発 ミュンヘン着	(ミュンヘン泊)
6月2日（金）	ミュンヘン	<ul style="list-style-type: none"> ・ニンフェンブルク城視察 ・マリエン広場視察 ・レジデンツ前広場視察 ・ウンターハビング地熱発電所視察 (ミュンヘン泊)
6月3日（土）	ミュンヘン発 チューリッヒ着／発 ルツェルン着／発 インターラーケン着	<ul style="list-style-type: none"> ・ライオン記念碑、カペル橋等視察 (インターラーケン泊)
6月4日（日）	インターラーケン発 ツェルマット着	<ul style="list-style-type: none"> ・ユングフラウヨッホ等視察 ・カートレインの視察 (ツェルマット泊)
6月5日（月）	ツェルマット	<ul style="list-style-type: none"> ・ツェルマット視察（ゴルナーグラート鉄道、ゴルナーグラート展望台） (ツェルマット泊)
6月6日（火）	ツェルマット発 ミラノ着	<ul style="list-style-type: none"> ・ツェルマット観光局訪問 (ミラノ泊)
6月7日（水）	ミラノ発 パルマ着 パルマ発 ミラノ着	<ul style="list-style-type: none"> ・パルマ市長表敬訪問 ・パルマハム工場視察 ・パルマ市副市長等との交流会 (ミラノ泊)
6月8日（木）	ミラノ発 フランクフルト着／発	<ul style="list-style-type: none"> ・在ミラノ日本国総領事館訪問 (機中泊)
6月9日（金）	羽田空港着／発 高松空港着	

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施した。

その主な内容は次のとおりである。

（1）本件視察団における視察先ごとの目的、内容及び成果の説明

ア ミュンヘン市内及びウンターハビング地熱発電所視察（6月2日（金））

（ア）ニンフェンブルグ城視察（午前9時10分から午前10時10分まで）

a 目的

本県の観光政策の参考とするため。

b 内容

文化的遺産の保全技術や方法などを観察した。

c 成果

本県の文化芸術の振興を図るための貴重な情報を得た。また、街のシンボルである高

- 松城を中心とした将来に向けたまちづくりやにぎわいづくりの参考となった。
- (イ) マリエン広場視察（午前10時40分から午前11時10分まで）
- a 目的
本県の観光施策の参考とするため。
 - b 内容
大勢の見物客が集まる観光スポットを見学した。広場が観光名所へアクセスするハブ的な役割を果たしている。
 - c 成果
本県における観光地から他の観光地へと誘客を図っていく有効な施策のヒントとなつた。具体的には、空港のある高松市が、栗林公園や高松城、屋島、高松港などでイベントを行うことにより、観光客を誘導し、そこから他の観光地へ誘導する有効な施策の一つとなることを学んだ。
- (ウ) ミュンヘン・レジデンツ前広場視察（午後3時50分から午後4時50分まで）
- a 目的
本県の観光政策の参考とするため。
 - b 内容
大勢の見物客が集まる観光スポットにおけるロケーションやにぎわいづくりに係る様々な工夫を視察した。
 - c 成果
本県の町並み保存や観光客の誘致施策の推進を図る参考となつた。具体的には、街や景観に溶け込むモニュメントが集客の一つの手段となっており、本県でもイサム・ノグチや流政之のような本県にゆかりのある芸術家の作品、モニュメントを設置した広場、交流の場などの必要性を学んだ。
- (エ) ウンターハビング地熱発電所（午後1時30分から午後3時まで）
- a 目的
2025年までにおいて再生可能なエネルギー電力率100%を目指しているミュンヘンにおいて、再生可能エネルギーとして新たな注目を集めている地熱発電所を視察し、本県環境政策の参考とする。
 - b 内容
地熱発電所において、様々な疑問点について質問をし、担当者から話を伺うことができたとともに、施設やその稼働状況を視察した。
 - c 成果
本県の電力自給に向けての方法も大切であるが、ドイツ・ミュンヘンのように地域ぐるみで考えながら行動することの重要性を感じるとともに、本県の再生可能エネルギーの促進導入など、本県環境政策の参考となつた。
- イ ルツェルン市内、ライオン記念碑、カペル橋等視察（6月3日(土)午後3時30分から午後4時50分まで）
- (ア) 目的
本県観光政策の参考とするため。
 - (イ) 内容

ルツェルン市内、ライオン記念碑、カペル橋を訪問し、観察・情報収集した。

(ウ) 成果

ライオン記念碑では、歴史的遺産を観光スポットとしてどうPRし、観光振興に生かしていくかを聴取し、本県の歴史的観光資源をどう観光振興に生かすか有益な情報を得た。

カペル橋では、数百年にわたり施された保存技術等の観察を行ったことは四国八十八箇所霊場における木造建築の維持・保全などを図る上での参考となった。

ルツェルンでの取組は、本県での瀬戸内国際芸術祭でも生かせるものがあることを実感した。

ウ ユングフラウ及びカートレイン視察（6月4日（日））

(ア) ユングフラウ視察（午前10時20分から午後0時20分まで）

a 目的

鉄道を利用したスイスの国際観光政策として、観光鉄道、鉄道ネットワークがもたらす効果や地域における重要性を調査するため。

b 内容

ユングフラウ鉄道を利用して、ユングフラウヨッホ駅まで行き、観光施設を観察し、現地ガイド等から情報収集をした。

c 成果

車いす利用者に対しては、鉄道を乗降する際に手動リフトで係員が介助するほか、アイスパレスにおいては、階段部分に車いす専用のリフトが設置されており、移動には係員が常に同行するなど、障害者等に配慮したバリアフリー設備が完備されており、本県の観光地におけるバリアフリー対策の参考となった。

また、若手の優秀なガイド育成を県はもとより、市町と連携し、育成する制度づくりをする必要性を感じた。

また、四国八十八箇所霊場と遍路道のバリアフリー対策などの環境整備の必要性を感じた。これらのことにつき、提言をしていきたい。

また、四国新幹線誘致をはじめ、本県の地域の公共交通の利便性の向上について、地域住民と協働し、より充実した公共交通網の充実を図る必要性を感じた。

(イ) アルプトランジット計画及びカートレインの視察（午後4時50分から午後5時10分まで）

a 目的

アルプスでの道路建設を止め、アルプス縦貫輸送において道路から鉄道への転換を図る環境に配慮したアルプトランジット計画の現状を観察するため。

b 内容

アルプトランジット計画は、既存のトンネルよりも数百メートル低い位置に新たな基底トンネルを建設することにより、アルプス山脈を南北に貫く高速鉄道で、西側の「レッチュベルクルート」を利用して、カートレインに乗車した。

c 成果

スイスにおける交通政策を含めた環境施策を、瀬戸内海振興に置き換えて考えたとき、世界に発信できるエネルギー施策や環境施策にも配慮した施策が必要であり、今回の視

察で得た情報を参考に、本県環境施策等への提言につなげたい。

エ ツェルマット村内視察（6月5日（月）午前9時30分から午後5時30分まで）

（ア）目的

スイスの観光・リゾート地であるツェルマットの観光政策や住民活動等の実態を視察するため。

（イ）内容

ツェルマット村内視察、ゴルナーグラート鉄道を通じて観光施策を視察した。

（ウ）成果

ツェルマットでは、環境を保持するために住民から提案され、継続的な話し合いの結果、1986年から「カーフリーリゾート」として、村内では、馬車と電気自動車を主な交通手段としており、電気自動車等については、環境保全のため、車の形状に基準を設けているなど、徹底したまちづくりの実施を行っており、高松丸亀町商店街のアーケード街への車両の乗り入れ禁止等の事例はあるが、環境に配慮した、町をあげての住民も積極的に参加しているまちづくりは、今後の本県の観光・環境に配慮したまちづくりを推進していく上で、大変参考になった。また、ゴルナーグラート鉄道においては、勾配の急な路線で坂を下る際に車輪の摩耗や車輪等の過熱によるフェード現象等の問題が発生するが、モーターを発電機として使用し、つくられた電力でコスト削減を図るなど、本県における環境や人にやさしい公共交通のあり方を考えていく上で参考になった。

オ ツェルマット観光局訪問（6月6日（火）午前9時から午前10時20分まで）

（ア）目的

ツェルマット観光局からDMOの講演を受け、本県の観光政策及び地域振興に活用するため。

（イ）内容

住民のほとんどが観光業にかかわっているツェルマットの観光局から、観光の歴史、観光客の内訳、観光局の役割・財政状況等について説明を受けるとともに観光政策等について質問を行った。

（ウ）成果

ツェルマットは、人口7,000人の町に年間200万人もの観光客が訪問し、地域全体でリピーターを増やすよう努力し、進歩を重ねている。また、観光客のためだけではなく、住民の生活の向上や満足度を満たすことを重視し、時間をかけてじっくりと育て上げ、生活の中に豊かさやライフスタイルを生み出している。ツェルマットでは、常に生き残るために質的向上を続ける努力をしてきた。そのため、住民に危機感と責任感が共有されており、人々の経験や苦労など、日本における観光政策の違いを、痛感するとともに、今後の本県の観光政策を推進していく上で大変参考になった。

カ パルマ市庁舎及びパルマハム工場訪問（6月7日（水））

（ア）パルマ市長表敬訪問（午前11時から午前11時45分まで）

a 目的

2015年8月に交流協定を締結したパルマ市を訪問し、交流を深める。

b 内容

パルマ市庁舎を訪問し、フェデリコ・ピザロッティ市長、クリスティアーノ・カーザ

副市長等と面会した。

c 成果

本県とパルマ市との交流事業の成果等を相互確認するとともに、今後の交流促進・文化振興を図るための意見交換を行い、更なる交流の促進につながった。今後は、学生の交流だけでなく、経済面での交流、また、市と県といった交流のみならず、市民、県民の直接交流を深めていきたいとの貴重な話を聞くことができた。

(イ) パルマハム工場視察及び交流会（正午から午後2時30分まで）

a 目的

パルマ市の特産品であるパルマハムの工場を視察した。

b 内容

Parma Food Valley 地域にある「ローザ・デル・アンジェロ」社を訪問し、パルマハムの特徴や職員の手作業による製造のこだわり等について説明を受けるとともに一貫した製造工程、売店でのハム製品の販売の様子を視察した。

c 成果

本県の県産品振興策に反映するための情報を得ることができた。

また、交流会の中で、生ハムの日本への輸入に当たり、パルマ市との「食の交流」を一層進めるには、検疫等の規制緩和がポイントであるとの話があり輸出入促進を考えいく上で参考となった。

キ 在ミラノ日本国総領事館訪問（6月8日(木)午前10時から午前10時40分まで）

(ア) 目的

在ミラノ日本国総領事館を訪問し、イタリアの情勢等の情報収集や本県産業・文化のPRを行うため。

(イ) 内容

在ミラノ日本国総領事館において、中津川総領事を表敬訪問し、最近の北イタリア情勢、日本とミラノの関係、総領事館の活動に関すること等の説明を受けるとともに、意見交換を行った。

(ウ) 成果

ミラノにおける観光施策等について意見交換を行い、ミラノからの観光客誘致のために、本県産業・文化のPRを、いろいろな広報媒体や機関を通じて宣伝する必要がある。香川県を本籍とする人は、27世帯、37人のみ。また、香川県でのイタリア人の宿泊者数は、540人（平成28年度）で、まだまだ交流が盛んとは言えない現状であり、今後も各種交流施策の拡大を図っていく必要性を痛感し、観光施策を推進していく上で大変参考になった。

(2) 報告書における、観光ガイドや他人の情報の引用箇所及び引用元は、以下のとおりである。

引用した理由は、よりわかりやすい表現となるよう、また、より正確性を期すためである。

引用箇所については、いずれも作成者の許諾は得ていない。

引用箇所	引用元
報告書3ページ 「人口140万人を超える「村」だと言われるミュンヘンであるが、『都会にありがちな冷たさがなく、ボヘミアンや若者、旅人を迎えてくれる温かさがあると言わわれている』」	株式会社JTB中国四国が作成した「香川県議会ドイツ・イス・イタリア視察

	「1675年に完成して以降、『戦争による破壊をもまぬかれ、「妖精（ニンフェ）の城（ブルク）』の名にふさわしい往時のままの美しい姿を見せてている。』」	団資料」から引用
報告書7ページ	<p>「<地熱発電のシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2000m～5000mの井戸を掘る。 ・地下から80℃以上の熱水を汲み上げる。 ・汲み上げた熱水は、バルブで発電用と暖房用に分離する。 ・発電用の熱水は、シーメンス製のプレート型熱交換機に送る。 ・熱交換され蒸気となったアンモニア水により、タービンを回し発電する。 ・暖房用の熱水は別の熱交換機にかけ、熱交換した温水を市内に循環させる。 ・各家庭は、個別に受け入れメーターを通して、熱交換した温水を利用する。 ・発電と地域暖房に利用した熱水は、温度が下がり、返送用の井戸を通じて地下へ返す。」 	静岡県議会議員高田やすひさ氏のオフィシャルサイト中のブログ記事を参照
報告書8ページ	<p>「当発電所は、ドイツ連邦環境省から約480万ユーロ（5億7600万円）の助成を受けて建設、運営されている。約3.1メガワットの電力と最大16メガワットの熱を供給することを目標としており、これにより、相当な化石エネルギーの利用が削減されるほか、年間約12万トンのCO₂、7トン以上のSO₂、及び11トン程度のNO_xを削減することができる。また、当発電所から得られた熱エネルギーを地域内の公共施設、企業、住居など様々なところに供給するため、地域熱供給網を構築することができている。」</p>	E I Cネットの海外ニュースを参照
報告書10～11ページ	<p>「また、かつてワーグナーやラフマニノフが暮らしたルツェルンでは、1910年代から小さな音楽祭が行われていた。この音楽祭は、ザルツブルクでの音楽祭が隆盛を極めることで衰退したが、ナチスによるオーストリア併合がきっかけとなりザルツブルク音楽祭から締め出された音楽家たちを集めて、1938年に第1回国際音楽祭が開催された。」</p>	ウィキペディア「ルツェルン音楽祭」のページを参照
報告書12ページ ルツェルン・カルチャーコングレスセンターの写真		ウィキペディア「ルツェルン音楽祭」の写真を引用
報告書16ページ	<p>「『アルプトランジット計画とは、既存のトンネルよりも数百メートル低い位置に新しい基底トンネルを建設することにより、アルプス山脈を南北に貫く新しい高速鉄道を建設するプロジェクト』であり、世界最長のゴッタルドベーストンネルを有する東側の「ゴッタルドルート」と西側の「レッチュベルクルート」の2ルートが建設されている。」</p>	ウィキペディア「アルプトランジット計画」のページを参照
報告書17ページ アルプトランジット計画の計画図		ウィキペディア「アルプトランジット計画」の写真を引用
報告書18ページ カートレインの写真		たむたむの自民党

		(livedoor Bl og) の写真を引用
報告書 20 ページ 「この鉄道は、アルピニズム黄金期を迎えた 1898 年に開通した伝統ある路線であり、高低差 1469m を約 40 分で結ぶ鉄道である。」		スイス政府観光局の HP を参照
報告書 20 ページ 「また、勾配の急な登山鉄道の場合、摩擦を利用したブレーキであれば、車輪の磨耗だけでなく、摩擦熱による車輪等の過熱によりフェード現象等の問題が発生するが、この鉄道では、坂を下る際にモーターを発電機として使うことによりそれらの問題も解決され、作られた電力によりコスト削減も図られているとのことであった。」		凸凹な空気 (Yahoo ブログ) を参照

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第 100 条第 13 項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第 125 条第 1 項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第 2 項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」こととされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成 5 年（行ツ）第 57 号平成 9 年 9 月 30 日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあるとされることから、本件視察団の派遣がそれに当たるか否かについて検討する。

(2) 派遣目的の妥当性

本件視察団派遣の目的は、「欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図る。」こととされている。

本県では、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とする県政運営の基本指針である「新・せとうち田園都市創造計画」において、重点施策の一つに「豊かな地域資源を生かして交流人口の拡大を推進する」ことが位置づけられ、そのための施策として「観光かがわの推進」や「地域の活性化につながる交流の推進」が掲げられている。

また、重点施策の一つに「クリーンで快適なふる里をつくる」ことが位置づけられ、そのために、「地域から取り組む地球環境の保全」などの環境の保全に関する施策が掲げられている。

さらに、活力ある地域づくりのための施策の一つとして「国際化の推進」が掲げられ、イタリアパルマ市との友好交流を推進することとしている。

したがって、本件視察は、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資する

ものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

(3) 議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされぬまま議決され、2会派の反対があったが可決された。しかも、質疑で唯一、具体的に提示されたソーラー技術専門見本市の視察について、会場を訪れる事もなく、その時間を観光などに充てているのは、議会への背信行為であり、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会会議規則第125条の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、白川容子議員からの視察の目的や日程、予算、視察団の構成についての質問に対し、谷久浩一議員が答弁をしている。その質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえない。

また、ソーラー技術専門見本市の視察を行わなかった経緯について、議長からは、「企画当時は、まだ入場券の予約が始まっておらず、人数が確定してから入場券を入手する予定であった。派遣について議会の承認後、人数が確定し、旅行業者を通じて入場券を入手しようとしたが、テロ対策の関係で、団体で入手することができないことが判明した。個人での入手は可能であったが、入手を旅行業者に委託するに当たり、クレジットカードの個人情報の開示等を行う必要があり、個人情報保護の観点からも入手が困難となった。このため、地理的条件も勘案し、同じく環境政策に関する視察先であるウンターハビング地熱発電所を視察することになった。」とする説明があった。

派遣決定の議決の際に提示した資料には、個々の視察先までは明示されていないことや、当該視察を取りやめた理由にはやむを得ない事情があったと認められること、また、変更後の視察先についても、環境政策に資するという当初の派遣目的に沿って選定されたものであることを考慮すると、議決後、「ソーラー技術専門見本市」の視察を変更したことについて、議会への背信行為があったとまではいえず、請求人の主張は採用できない。

(4) 視察計画の妥当性

請求人は、「派遣業務の公募段階で、視察目的も視察先も示さない3か国旅行の公募であった。視察先の選定もほとんど旅行代理店まかせであり、県政につながる目的を明確にした主体的で意義がある「視察」の要素は皆無である。」と主張する。

本件視察団派遣に係る委託業務の受託者の選定については、企画提案方式による公募によっているが、その公募公告において、「香川県議会議員が、ドイツ、スイス及びイタリアを訪問し、先進地事例を視察調査することにより、県政へ反映し役立てること」とする派遣目的と全体の日程案を示したうえで、観光振興、環境政策、交通政策、交流促進など県政に参考となる内容とする訪問先及び視察内容の提案を求めている。示された日程案では、宿泊地のほか、ルツェルン、世界遺産スイスアルプス ユングフラウ、ゴルナーグラート、パルマ視察、在ミラノ日本国総領事館訪問があらかじめ特定されており、それ以外の部分について、目的に適う訪問先及び視察内容の提案を求めるものとなっている。

本件視察団派遣の目的や視察先の決定の経緯について、議長からは、「まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し、友好交流を深めるとともに、欧州における観光政策及び環

境政策について視察を行うことが計画された。環境政策の視察先としては、パルマ市があるイタリアの近隣国であり、再生可能エネルギーの先進国であるドイツを選定し、観光政策の視察先としては、世界遺産を含め数多くの観光地が存在し、観光立国としての先進国であるイスを選定したものである。それらの目的を達成するにふさわしい視察先を、旅行業者や関係機関、事務局等と連携を図りながら選定した。」とする説明があった。

公募手続との関係では、議長からは、「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかったが、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図るという派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していなかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案をもとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や、視察先について、委託業者任せにしていたということはできず、請求人の主張は失当である。

(5) 視察内容の妥当性

請求人は、本件視察について、視察先やその実態が「派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」であったというべきである旨を主張する。

監査委員は、事実関係を確認し、視察内容の妥当性について協議を行ったが、全体として、「視察内容が派遣目的に合致しないとする意見」と、「視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見」があり、最終的に意見の一致をみることができなかつた。

参考として、それぞれの意見の概要を記載する。

<視察内容が派遣目的に合致しないとする意見>

議員の海外派遣は、公費で賄われる以上、その内容が派遣目的に実質的に沿うものでなければならず、ただ漫然と視察さえすれば、その目的が達成されるということにはならない。

本件視察団派遣について、報告書の内容や議長の説明、議会改革検討委員会における派遣議員の説明、事実証明書から総合的に見ると、その視察内容は、観光振興に資する目的で視察したとするものについては、各施設等の状況を実際に見聞し肌で感じることにより、有益な示唆を受けることもあり得ることを考慮したとしても、その態様から、その多くは一般的な観光の域を出ないものであったことは払拭できない。また、環境政策に資することを目的とした視察についても、その内容はごく表面的な調査に留まり、県の何らかの施策の検討につながるような有益な情報をもたらしたというまでのものを見出すことは難しい。友好交流を目的としたものについても、儀礼的な色彩が強く、わざわざ訪問するまでの必要性があつたかどうかは大いに疑問である。マスコミからのインタビューで、視察の意義等について的確な回答ができなかつたのは、視察の目的や調査内容について認識が十分ではなかつた表れであったと思慮される。

また、帰国後、県民等からの批判を受け、お詫びや、派遣された議員が所属する会派として今後の海外視察の原則自肅の方針を表明したことは、本件視察に反省すべき点があつたことを示唆するものともいえる。

したがって、本件視察内容は、全体として、県民の負託に応えているとはいはず、派遣目的に合致しないものであつたといわざるを得ない。

＜視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見＞

本件視察の中には、前述のような問題点が見受けられる面もあるものの、帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況も踏まえると、それなりに知識を高め、あるいは見聞を広めたことが窺われないわけではなく、そのことが県政に資する可能性も否定し難い。また、視察の成果を直ちに県政に反映させなければならないというものではなく、今後の議員活動の中において反映されることも期待されるところであり、全く有用性がなかったとまで言い切ることはできない。

したがって、本件視察内容は、派遣目的に合致しないものであったとまではいえない。

(6) 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、「虚偽記載が2か所あり、視察内容を記述した全段落のうち、過半数の段落が無断引用・盗用によって作文されている。メールで問い合わせればわかる内容に書籍・ネット情報を付け加えただけのものである。感想文レベルの作文である。」などと主張する。

監査委員は、議長に対して、視察報告書について、観光ガイドや他人の情報の引用がある場合、該当箇所と引用元及び引用した理由、引用に係る許諾の有無について調査したところ、11か所の文章や写真について、ウィキペディア等からの引用が認められ、いずれも引用元の許諾は得ていないとする説明があった。また、引用した理由は、よりわかりやすい表現となるよう、また、より正確性を期すためとしている。

これら引用があった部分及びこれら以外に請求人が引用等を主張する部分は客観的事実等に関するものであり、よりわかりやすい表現や正確な表現に努めた結果であったとしても、報告書は公文書であることを認識し、引用している場合はその出所を明示するとか、著作権者の許諾が必要な場合はその手続をとるなど、適切に対応するべきであったといえる。

また、請求人が、訪問してもいない施設を「訪問させていただいた」と虚偽記載していると指摘する「ルツェルン・カルチャー・コングレスセンター」については、議長からは、「当該センターの視察については、建物の中には入らず、外で施設の説明を受けている」との説明があり、同じく、聴取して有益情報を得たと虚偽記載していると指摘する「ライオン記念碑」の視察については、「この前後の時間を合わせて、歴史的遺産のPR方法などを聴取している」とする説明があった。これらの視察に係る記載内容には、誤解を招く表現があったことは否めないが、意図的に事実を曲げて記載したとまでは認めるることはできない。

公費によって実施されている派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章等の無断引用が見受けられたり、記載内容が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかったとはいえない。

(7) 結論

以上により、本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的な理由があり、視察計画も妥当であったと認められるが、視察内容の妥当性の判断については、監査委員の意見の一致をみることができなかつたため、本件視察団に係る派遣決定について、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があつたか否かの判断について合議が調わらず、本件視察団派遣に係る公金の支出の適否については、監査結果の決定をなし得ない。

第6 議会に対する要望

今般、本件住民監査請求の対象とされている海外視察の様子が一部報道で取り上げられ、県内外から県議会等に対し多くの批判が寄せられたことは、県議会への県民の信頼を損ねるものであったというべきであり、誠に遺憾である。

議会による議員の視察派遣は、議決機関としてその機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合に派遣することができ、それに要する経費は、いまでもなく公金の支出であることから、その成果は、議会活動等を通じて県政の発展に資することで、最終的には県民に還元されるべきものである。

現在、議会改革検討委員会において、批判があった本件視察を踏まえ海外視察の今後のあり方について検討が行われているところであるが、本件監査の過程で海外視察の成果を高めるため改善すべき点が認められたので、次のとおり要望する。

1 海外視察に係る調査目的、調査事項、視察先、視察内容の十分な検討

情報化が進み、書籍やインターネット等で容易に海外の情報を入手することができる現在にあっては、単なる表面的・概括的な調査内容ではわざわざ現地に行かずとも事足りるというべきである。

また、視察目的を議員としての幅広い見識と国際的な視野を持つためとすることは、自己研鑽によって獲得すべきことであると考えられ、そのような調査目的が希薄な海外視察を良しとすることには問題がある。

海外視察を十分に成果があるものとするためには、企画立案段階から、行政機関や関係団体等を活用しながら十分な調査検討を行うとともに、調査目的に適った視察先を選定し、事前研修を実施しながら調査事項や視察内容について準備する必要があると思われる所以、今後の視察に当たって十分留意されたい。

2 海外視察派遣に係る議会での審査の充実

議員派遣については、議会の裁量に委ねられていることから、議会として説明責任を十分に果たせるよう、海外視察の必要性や有用性の判断、視察先の選定等についてより一層の審査が行われるよう努められたい。

3 視察報告書の充実

公金の支出による海外視察の結果として県民への説明責任を果たすためには、第一義的には報告書が重要な手段であることから、視察終了後直ちに報告書を作成し、報告書には、事前研修等の実施状況、調査結果、具体的な成果及び県政への反映方策を記載し、ホームページで公開するなど、報告書の持つ意義について十分な認識を持つとともに、報告書の作成に万全を期すよう努められたい。

4 県の施策への反映

海外視察の意義は、実際に、県政の発展等に生かすことができたか否かによって判断されることになる。したがって、今後、各海外視察で得られた知見や成果を、県政への政策提言等に積極的に活用されたい。